北海道青少年健全育成条例施行規則

（昭和30年４月２日規則第28号）

〔沿革〕

昭和34年７月16日規則第81号、36年４月20日第61号、41年６月10日第68号、48年８月13日第82号、53年６月27日第52号、61年11月１日第97号、63年６月15日第79号、63年12月27日第114号、平成２年５月14日第27号、４年４月７日第54号、８年12月６日第94号、９年４月３日第45号、９年６月17日第108号、10年４月14日第81号、14年１月４日第２号、17年３月４日第２号、18年12月22日第162号、22年３月31日第45号、25年12月20日第84号、30年３月30日第16号、令和元年12月13日第51号、３年３月31日第34号、４年３月18日第５号、５年５月31日第54号改正、７年３月31日第26号改正

（指定基準等）

第１条　知事は、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「条例」という。）第15条第１項、第16条第１項第３号、第19条第１項第４号、第20条第１項又は第22条第１項第３号の規定により、有害興行（条例第15条第１項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ。）、有害図書類、有害がん具類、有害刃物又は有害広告物（以下「有害興行等」という。）として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

２　条例第16条第１項第１号及び第２号並びに第22条第１項第１号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。

(1)　全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面

ア　陰部を誇示した姿態

イ　自慰の姿態

ウ　排泄（せつ）の姿態

エ　緊縛の姿態

(2)　性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面

ア　男女間の性交又は性交を連想させる行為

イ　強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為

ウ　男女間の愛撫（ぶ）の行為

エ　同性間の愛撫（ぶ）の行為

オ　変態性欲に基づく性行為

３　条例第19条第１項第１号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次に掲げるものとする。

(1)　性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するがん具類

(2)　性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するがん具類

(3)　全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

（指定告示の内容）

第２条　条例第15条第２項本文（条例第23条（条例第16条第１項第２号の規定による指定に係る部分を除く。）において準用する場合を含む。）の規定による告示は、有害興行等としての指定の範囲、種別、題名、指定箇所及び指定理由について行うものとする。

（有害図書類の陳列の方法）

第３条　条例第18条第１項の規定による区分は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1)　間仕切りの設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法

(2)　有害図書類以外の図書類を陳列する場所から60センチメートル以上離れた場所に、有害図書類をまとめて陳列する方法

(3)　有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間に、有害図書類をまとめて陳列する方法

(4)　床面から150センチメートル以上の高さの位置に、有害図書類をその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法

(5)　前各号に掲げるもののほか、有害図書類が有害図書類以外の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法

（有害広告物等の頒布の方法等）

第４条　条例第22条第４項ただし書及び第44条第４項ただし書に規定する規則で定める方法による場合は、有害広告物等を内容物を透視できない封筒その他の物に納め、その納入口を封じた上、その表面に18歳以上の受取人の氏名を記載したものによる場合とする。

２　条例第22条第４項ただし書及び第44条第４項ただし書に規定する規則で定める場所は、18歳未満の者が居住していない住居とする。

（自動販売機等の設置の届出等）

第５条　条例第24条第１項第４号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　自動販売機等の設置予定年月日

(2)　販売又は貸付けの開始予定年月日

(3)　自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類の種類

２　条例第24条第１項の規定による届出は、別記第１号様式によるものとする。

３　前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　自動販売等業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）

(2)　自動販売機等の設置場所の見取図

(3)　自動販売機等の設置場所を使用する権原があることを証する書類

(4)　図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類

(5)　自動販売機等管理者の就任承諾書

(6)　自動販売機等管理者の住民票の写し又はこれに代わる書面

４　条例第24条第２項の規定による届出は、別記第２号様式又は別記第３号様式によるものとする。

５　条例第26条第１項の届出済証は、別記第４号様式によるものとする。

６　条例第26条第２項の規定による再交付の申請は、別記第５号様式によるものとする。

（自動販売機等管理者の要件）

第６条　条例第25条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　18歳以上であること。

(2)　その管理する自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）

第７条　条例第30条の２第１項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　青少年による携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用が、犯罪行為又は自己若しくは他人に対し有害な行為となるおそれがあること。

(2)　条例第30条の２第２項に規定する事項

(3)　条例第30条の２第４項に規定する事項

（書面等の保存の期間）

第８条　条例第30条の２第３項の規定による保存は、同条第２項の規定による書面の提出を受けた日から起算して１年を経過する日までの間、行うものとする。

２　条例第30条の２第５項の規定による保存については、前項の規定を準用する。

（利用カードの販売の届出等）

第９条　条例第43条第１項第３号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　販売の開始又は自動販売機の設置予定年月日

(2)　利用カードの名称及び種類

(3)　利用することができる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称及び所在地

(4)　販売場所又は自動販売機の設置場所の状況

２　条例第43条第１項の規定による届出は、別記第６号様式によるものとする。

３　前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　利用カードの取扱いを業とする者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）

(2)　利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図

４　条例第43条第２項の規定による届出は、別記第７号様式又は別記第８号様式によるものとする。

（掲示の様式等）

第10条　有害興行の興行者が条例第15条第３項の掲示をしようとするときは、別記第９号様式によるものとする。

２　興行者等が条例第37条第２項の掲示をしようとするときは、別記第10号様式によるものとする。

３　前２項の掲示は、場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

（立入調査の指名、証票）

第11条　条例第53条第１項の当該職員は、環境生活部、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。

２　前項の規定により指名された当該職員に対しては、別記第11号様式の証票を交付する。

附　則

この規則は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

附　則（昭和34年７月16日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和36年４月20日規則第61号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。

３　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附　則（昭和41年６月10日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年８月13日規則第82号）

この規則は、昭和48年10月１日から施行する。

附　則（昭和53年６月27日規則第52号）

この規則は、昭和53年７月１日から施行する。

附　則（昭和61年11月１日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年６月15日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年12月27日規則第114号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年３月31日までの間使用することを妨げない。

附　則（平成２年５月14日規則第27号）

1　この規則は、平成２年７月１日から施行する。

2　この規則による改正後の北海道青少年保護育成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第２条の２第１項から第３項までの規定は、北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成２年北海道条例第８号)附則第２項の規定による届出をしようとする場合に準用する。この場合において、改正後の規則第２条の２第１項及び別記第１号様式中「自動販売機等の設置予定年月日」とあるのは「自動販売機等の設置年月日」と、「販売又は貸付けの開始予定年月日」とあるのは「販売又は貸付けの開始年月日」と読み替えるものとする。

附　則（平成４年４月７日規則第54号）

この規則は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成８年12月６日規則第94号）

1　この規則は、平成９年１月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道青少年保護育成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づく証明書等は、この規則による改正後の北海道青少年保護育成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づく証明書等とみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、平成９年３月31日までの間使用することを妨げない。

附　則（平成９年４月３日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年６月17日規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年４月14日規則第81号）

この規則は、平成10年７月１日から施行する。ただし、別表及び別記第５号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年１月４日規則第２号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月４日規則第２号）

1　この規則は、平成17年３月７日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用す

ることを妨げない。

附　則（平成18年12月22日規則第162号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第45号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月20日規則第84号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年12月13日規則第51号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第34号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（令和４年３月18日規則第５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月31日規則第54号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第26号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。